



情報 FUKUOKA 第107号

トライ



発行者

九州旅客鉄道労働組合
福岡地方本部

発行責任者 岩永 康志
編集責任者 森永 克章

北九州市小倉北区室町3-137-1
NTT (093) 583-3385
JR (091) 4307~4308

出会おう仲間と、ふれ合おう仲間と、語り合おう仲間と

= 第5回福岡地本サマーフェスティバル開催 =

福岡地方本部は8月24日(土)25日(日)26日(月)福岡市朝倉地区において第5回サマーフェスティバルを開催しました。

これまで本部企画のもと各地本持ち回りで九州各地の組合員が一堂に会し開催していましたが、参加人数の制約や交通費、宿泊施設、経費削減等の諸事情により各地本事に独自の企画を行い開催することとなりました。福岡地本では実行委員会を立ち上げ、多くの組合員が参加しやすいうように日帰りのバス旅行として開催し、3日間で約289名の組合員・家族・共闘団体のみなさまに参加していただきました。開催のテーマを平和・環境・交流としテーマに沿った企画を計画しました。

まず、大刀洗平和記念館では、平和の尊さを学ぶべく大刀洗飛行場の短編映画を見たり、ボランティアによる平和に関する朗読に聞き入ったり、館内の展示物を見て回ったりと平和の尊さを実感することができました。その後花立山温泉で昼食・休憩を行った後、うきは市の春光園でフルーツ狩りを楽しみました。フルーツ狩りは例年になく日照不足にもかかわらず見事に実った梨やブドウを収穫しました。初日こそ晴天に恵まれましたが2日目3日目はあいにくの雨模様となりましたが、子供たちは雨にも負けず泥だらけになりながらもフルーツ狩りを楽しんでいました。

今回のサマーフェスティバルでは117名もの組合員の家族のみなさまに参加していただき大変有意義なサマーフェスティバルとなりました。

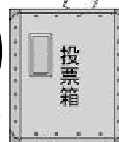


必ず投票に行こう!

福岡地本は 【柳川市議会議員選挙】
荒巻英樹さん(西鉄労組)

を推薦しています

9月28日(日)告示日 10月5日(日)投票日



委員長のつぶやき

私たちの生活の糧である賃金の支払い方法は労働基準法第24条に定められている。賃金が確実に労働者の手に渡るように、賃金の支払方法について、5つの原則を定めています。

▼①通貨(現金)払いの原則
原則法令または労働協約に特段の定めがある場合を除き、会社は、賃金を通貨で払わなければならない。銀行口座振込が一般的となつていますが、労働者の同意と指定する本人名義の銀行口座に振り込まれることなど一定の要件を満たしておくことが必要だ。

▼②直接払いの原則
会社は、賃金を直接労働者に支払わなければならない。本人に代わり賃金を受け取る代理や委任は認められていないが、同僚や家族(使者)として受領することは認められている。

▼③全額払いの原則
会社は、賃金を支払うときは、その全額を支払わなければならない。ただし、法令に定めがある所得税・保険料または労使間の書面による協定(通称24協定)がある場合は、組合費や購買代金などを差し引いて支払うことができる。

▼④毎月1回以上払いの原則
会社は臨時に支払われる賃金や賞与などを除き、毎月1回以上、賃金を支払わなければならない。

▼⑤定期日払いの原則
会社は、毎月決まった日に賃金を支払わなければならない。周期的に来る特定の支払日を定めなければならない。毎月20日から25日だと毎月第2火曜日というのは認められない。

▼そのほか、相殺の禁止、賠償予定の禁止、強制預金の禁止、がある。